

【44 解説文】 町村制施行第一準備着手順序

(明治二十一年：一八八八) (A)

(表紙)

「明治二十一年

郡市町村

行政監督事務

(朱書)

(朱印)

「庶務部

永年保存

共四冊

第一号」

(中表紙)

「明治二十一年十二月迄ノ分

町村制実施取調雑件書類

議事課」

町村制施行第一準備着手順序

第一 各府県ニ先チ、町村制ヲ發布セラレタル
各府県に先(さき)だち、町村制を發布せられたる

盛意ノアル処ヲ管下ニ諭告スルコト

〈盛意のある処を管下に諭告すること〉

第二 町村合併ノ区画査定ノ上、各郡

第二 町村合併の区画査定の上、各郡

長ヲ召集シ、其区域並ニ取扱方

〈長を召集し、其(そ)の区域並びに取り扱い方〉

手続等ヲ諮詢スル事

〈手続き等を諮詢(しじゆん)する事〉

第三 郡区町村編制法第八條ニ依リ、

第三 郡区町村編制法第八條に依(よ)り、

町村ノ分合ヲ為ントスルトキノ取扱方

〈町村の分合(ぶんごう)を為(な)さんとするときの取り扱い方〉

規定ハ、県令ヲ以テ定ムヘキコト

〈規定は、県令を以(もつ)て定むべきこと〉

第四 町村合併処分手続ヲ郡長ニ

第四 町村合併処分手続きを郡長に

訓令シテ、其処分ニ着手スルコト
〈訓令して、其の処分に着手すること〉

第五 町村合併完結之上、内務大臣
〈第五 町村合併完結の上、内務大臣〉

ノ認可ヲ得タルトキハ、新町村ニ従前
〈の認可を得たるときは、新町村に従前〉

ノ戸長ノ内ヲ以テ、更ニ戸長ヲ命ス
〈の戸長の内を以て、更に戸長を命ず〉

ヘキコト
〈べきこと〉

右各項ヲ以テ第一ノ準備トス、第二ノ準備
〈右各項を以て第一の準備とす、第二の準備〉

備ハ町村制ニ依リ、追テ施行ノ順
〈備は町村制に依り、追って施行の順〉

序ヲ定め、発布スヘキモノトス
〈序を定め、発布すべきものとす〉